平成２８年（フ）第２６１号
京都市伏見区石田森西１番地　いわたの森市営住宅６－104、前住所京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地４－201
債務者　中瀬香代子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２６２号
京都市伏見区石田森西１番地　いわたの森市営住宅６－104、前住所京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地４－201
債務者　中瀬　恵美
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２６３号
京都市上京区五辻通浄福寺上る西入一色町35番地17
債務者　一澤　勇吾
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３０９号
京都市左京区一乗寺東杉ノ宮町21番地　セントラル一乗寺102
債務者　松宮レイ子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３１０号
京都市左京区一乗寺東杉ノ宮町21番地　セントラル一乗寺102
債務者　松宮　一久
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３１３号
京都市左京区一乗寺東浦町46番地１
債務者　永山　隆造
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
兵庫県西宮市津門住江町２番11―602号
債務者　梅田　美雪（旧姓近藤・山田）
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６０号
兵庫県尼崎市東園田町８丁目45番地の６　松尾ハイツ203
債務者　田渕　浩之
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８０号
奈良市法蓮町1514番地の109
債務者　米村　隆司
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第８２号
奈良県天理市前栽町318番地３　セジュール前栽101
債務者　尾上　藍子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４３号
愛媛県松山市井門町490番地３　さくらレジデンス107号
債務者　相原　一慶
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５１号
愛媛県松山市北吉田町1006番地38　K’Sマンション306号
債務者　北岡　憲三
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６４号
愛媛県伊予市下吾川456番地１　ヴィアーレとりのき103号
債務者　松田　匡弘
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５４号
佐賀市諸富町大字大堂1252番地１
債務者　土師　宣昭
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６１号
佐賀市東与賀町大字下古賀845番地
債務者　千住　幸宏
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５２号
佐賀県鹿島市大字山浦甲71番地　グループホームパートナー、前住所佐賀県三養基郡みやき町大字中津隈2670番地２　サンライフ板部Ａ棟202号室
債務者　橋本　耕太
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第５６号
佐賀県伊万里市立花町856番地３
債務者　渕上真由美
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部